

始良市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例（平成22年始良市条例第100号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの

個人情報保護委員会規則第3条第1項に基づく届出書

1. 執行機関の別	都道府県知事・市区町村等
2. 都道府県名	鹿児島県
3. 市区町村名	始良市
4. 届出番号	3
5. 独自利用事務の事例番号	57-1：ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって第八十三条で定めるもの	始良市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例（平成22年始良市条例第100号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表の項	56	
③利用特定個人情報提供省令第2条の表の項	81	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		始良市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年始良市条例第23号）別表第1第3の項 始良市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例（平成22年始良市条例第100号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第1条	始良市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例（平成22年始良市条例第100号）第1条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、(父)又は(母)と生計を同じくしていない(児童)が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もつて児童の(福祉の増進)を図ることを目的とする。	この条例は、(ひとり親家庭等)の医療費の一部を助成することにより、ひとり親家庭の(生活の安定と福祉の向上)を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		始良市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例（平成22年始良市条例第100号） 始良市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例施行規則(平成22年始良市規則第71号)

2. 事務の具体的な事務内容と提供を求める利用特定個人情報等

事務1

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令83条 項1号	始良市ひとり親家庭等医療費助成条例第4条
②事務の内容	児童扶養手当第六条の児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務	始良市ひとり親家庭等医療費助成条例第4条の受給資格者証の交付申請の受理、その申請に係る事実についての審査に関する事務

利用特定個人情報1

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令83条 項1号 ^ハ	始良市ひとり親家庭等医療費助成条例第3条第3項第2号 始良市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例施行規則第3条第3項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	道府県民税に関する情報	道府県民税に関する情報

利用特定個人情報2

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令83条 項1号 ^ト	始良市ひとり親家庭等医療費助成条例第3条第3項第2号 始良市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例施行規則第3条第3項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報

2. 事務の具体的な事務内容と提供を求める利用特定個人情報等

事務2

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令83条 項5号	始良市ひとり親家庭等医療費助成条例第5条
②事務の内容	児童扶養手当法施行規則第三条の五の所得状況の届出に係る事実についての審査に関する事務	始良市ひとり親家庭等医療費助成条例第5条の届出の受理、その届出に係る事実についての審査に関する事務

利用特定個人情報1

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令83条 項5号ホ	始良市ひとり親家庭等医療費助成条例第3条第3項第2号 始良市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例施行規則第3条第3項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	道府県民税に関する情報	道府県民税に関する情報

利用特定個人情報2

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令83条 項5号ハ	始良市ひとり親家庭等医療費助成条例第3条第3項第2号 始良市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例施行規則第3条第3項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報

2. 事務の具体的な事務内容と提供を求める利用特定個人情報等

事務3

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項1号	始良市ひとり親家庭等医療費助成条例第4条
②事務の内容	児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	始良市ひとり親家庭等医療費助成条例第4条の受給資格者証の交付申請の受理、その申請に係る事実についての審査に関する事務

利用特定個人情報1

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項1号イ	始良市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例施行規則第3条第1項、第3項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める利用特定個人情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報

利用特定個人情報2

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項1号12	始良市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例施行規則第3条第1項、第3項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める利用特定個人情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報

利用特定個人情報3

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項1号13	始良市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例施行規則第3条第1項、第3項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める利用特定個人情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報

利用特定個人情報4

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項1号14	始良市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例施行規則第3条第1項、第3項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める利用特定個人情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報

利用特定個人情報5

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項1号15	始良市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例施行規則第3条第1項、第3項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める利用特定個人情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報

2. 事務の具体的な事務内容と提供を求める利用特定個人情報等

事務4

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
--	---------	-----------

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項1号	始良市ひとり親家庭等医療費助成条例第5条
②事務の内容	児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	始良市ひとり親家庭等医療費助成条例第5条の届出の受理、その届出に係る事実についての審査に関する事務

利用特定個人情報1

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項1号11	始良市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例施行規則第4条第1項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める利用特定個人情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報

利用特定個人情報2

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項1号12	始良市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例施行規則第4条第1項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める利用特定個人情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報

利用特定個人情報3

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項1号13	始良市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例施行規則第4条第1項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める利用特定個人情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報

利用特定個人情報4

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項1号14	始良市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例施行規則第4条第1項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める利用特定個人情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報

利用特定個人情報5

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項1号イ	始良市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例施行規則第4条第1項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供をを求める利用特定個人情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報

※利用特定個人情報提供省令:行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号)

備考	
----	--

届出情報

届出日	2024年11月12日
独自利用事務の対象者	母子家庭の母、父子家庭の父、子ども
番号法第9条第2項の条例に規定した日	2018年07月23日
保護評価の実施の有無	1:実施済み
評価書番号	20
保護評価書の名称	始良市 ひとり親家庭等の医療費助成に関する事務 基礎項目評価書
保護評価書のURLリンク	https://www.ppc.go.jp/mynumber/evaluationSearch/?search=1&hj_no=&kk_name=%E5%A7%B6%E8%89%AF%E5%B8%82&ev_name=%E3%81%B2%E3%81%A8%E3%82%8A%E8%A6%AA%E5%AE%B6%E5%BA%AD%E7%AD%89%E3%81%AE%E5%8C%BB%E7%99%82%E8%B2%BB%E5%8A%A9%E6%88%90%E3%81%AB%E9%96%A2%E3%81%99%E3%82%8B%E4%BA%8B%E5%8B%99&ev_type=2&ev_type=3&ev_type=4&opn_date_from_gengo=4&opn_date_from_year=6&opn_date_from_month=8&opn_date_from_day=13&opn_date_to_gengo=5&opn_date_to_year=99&opn_date_to_month=11&opn_date_to_day=13&count=20&search=%E6%A4%9C%E7%B4%A2
委任関係	